



2026年4月21日

各 位

上 場 会 社 名 : **富 士 精 工 株 式 会 社**  
代 表 者 : 代表取締役会長兼社長 森 誠  
コ ー ド 番 号 : 6 1 4 2 名 証 メ イ ン  
問 合 せ 先 責 任 者 : 執行役員管理副部門長 近藤 規央  
T E L : 0 5 6 5 - 5 3 - 6 6 1 1

## 自己株式立会外買付取引（N-NET3）に係る取得価額総額の上限超過 および是正措置に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において決議いたしました自己株式の取得につきまして、自己株式立会外買付取引（N-NET3）により取得した自己株式の取得価額総額が、同決議で定めた上限を超過して取得していたことが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事実の概要

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、取得価額の総額450,000,000円を上限とする自己株式の取得を決議し、2026年4月15日に自己株式立会外買付取引（N-NET3）により自己株式の取得を実施しました。しかしながら、当該取引において取得した自己株式の総額が465,900,000円となり上記上限を超過していることが、事後的な確認により判明いたしました。

#### 2. 超過が生じた原因

自己株式立会外買付取引の実施に際し、取得価額総額の上限に基づく取得株数の算定および最終的な確認が不十分であったことにより、取得価額総額が取締役会決議で定めた上限を超過する結果となりました。

#### 3. 是正措置の内容

本件につきまして、当該取得に係る事実関係および法的論点について取締役会に報告し協議を行いました。その結果、本日の取締役会の書面決議（会社法第370条）において、自己株式取得に関する取得価額総額の授權枠を465,900,000円とすることを決議いたしました。

#### 4. 再発防止策

当社は、本件を厳粛に受け止め、今後同様の事態が生じないように、以下の再発防止策を講じてまいります。

- ・自己株式立会外買付取引における取得株数算定プロセスの見直し
- ・取得価額総額および株数の両面での管理体制の強化
- ・取締役会決議内容と取引条件の事前確認プロセスの徹底

#### 5. 業績への影響

本件による当社の業績への影響は軽微であります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上